

議案第32号	三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	兵庫県との共同事業である福祉医療制度について、地方税法の改正に伴う個人住民税の扶養控除の見直しの影響を遮断すること等により、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳～18歳までの特定扶養控除上乗せ部分の廃止に伴う福祉医療の所得制限への影響を遮断するため、当分の間、扶養控除の見直しがなかったものとして算出した市民税所得割税額をもとに所得判定を行うもの（改正対象事業：重度障害者医療費助成事業）</p> <p>【根拠法令】 地方税法等</p> <p>【改正内容】 ●扶養控除廃止（付則第3項関係） 当分の間、改正後の条例第3条第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</p> <p>●その他文言整理（第3条第1項第2号関係）</p> <p>【施行期日】 平成24年7月1日</p> <p>【経過措置】 この条例による改正後の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。</p>	